

出席停止について

星美学園短期大学

出席停止扱いに相当する下記の感染症にかかった場合「病気治癒証明書」を教務・学生支援課に必ず提出してください。（未提出・未証明の学生の登校は認めません。）

「学校保健安全法施行規則第18条」－学校において予防すべき感染症の種類－

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（サーズ）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（5N1）
第二種	インフルエンザ（5N1を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水疱（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

○その他の感染症

出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症

医師 殿

お手数ですが、通学可能となりましたら、下記に記入と印をお願い申し上げます。

----- きりとり -----



病気治癒証明書

星美学園短期大学 学長 殿

学科・専攻 学籍番号 学生氏名

病名 _____

出席停止期間 月 日() ~ 月 日()

上記の病名は、1. 治癒により 2. 加療中ではあるが 感染の心配はないため、
通学可能であることを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師 名 _____ 印